

まちかどハートステーション制度 実施要綱

青森地域広域事務組合

まちかどハートステーション制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、かつ、適切な応急手当を実施することができることと認められる事業所等（法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）をまちかどハートステーションと認定することにより、当該事業所等における応急救護体制の整備を促進し、もって本組合の救命率の向上に寄与することを目的とする。

(認定基準)

第2条 消防長は、次に掲げる要件に該当する事業所等をまちかどハートステーションとして認定するものとする。

- (1) AEDを設置するとともに、消防長が別に定める「AEDの点検について」に沿って定期的に点検を実施し、その結果を消防長が別に定める「AED点検チェックシート」に記載し、保存することが確実に行われると見込まれること。
- (2) 普通救命講習をおおむね3年以内に受講した従業員等が、業務時間内に常時1人以上配置されること。
- (3) 誰もが速やかにAEDを有効活用できるよう、業務時間内に常時AEDを提供し、及び前号に規定する従業員等が当該AEDの活用について協力する体制が整えられ、その使用後は事業所等において整備がされること。
- (4) AEDの設置等この要綱に基づく制度について広く住民への周知を図るため、当該制度に係る事業所等の情報の公表につき承諾されること。

(認定申請)

第3条 まちかどハートステーションの認定を受けようとする事業所等の代表者は、まちかどハートステーション認定申請書（様式第1号）を消防長へ提出するものとする。

(認定及び公表)

第4条 消防長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第2条の基準を満たしていると認めた場合は、まちかどハートステーション認定台帳（様式第2号）に登載した後、まちかどハートステーション認定証（様式第3号）及び標章（様式第4号）を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）を住民に周知するため、その施設の名称及び所在地を次に掲げる方法、媒体等により公表するものとする。

- (1) 青森地域広域事務組合のホームページ
- (2) 救命講習会等での資料及び広報誌等
- (3) その他消防長が必要と認める方法、媒体等

(標章の掲示)

第5条 前条第1項の規定により標章の交付を受けた事業所等は、認定施設の出入口等、公衆の見やすい場所に当該標章を掲示するものとする。

(有効期間)

第6条 まちかどハートステーションの認定の有効期間は、当該認定の日から3年間とする。

2 まちかどハートステーションの代表者は、前項に規定する有効期間の延長を申請することができる。この場合において、その手続及び延長に係る要件については、第2条及び第3条の規定を準用する。

3 消防長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、当該申請の内容が認定基準を満たし、延長することが適当であると認めるときは、認定の有効期間を3年間延長するものとし、認定証を交付するものとする。

(廃止等に関する届出)

第7条 まちかどハートステーションの代表者等は、事業等の廃止、休止、若しくは休止後に再開したとき、又は申請書の内容に変更があったときは、速やかにまちかどハートステーション(廃止・休止・再開)に関する届出書(様式第5号)又はまちかどハートステーション設置(機種変更・場所変更)に関する届出書(様式第6号)により消防長に届け出なければならない。

2 消防長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに台帳の記載を修正し、又は削除するものとする。

(認定の取消し)

第8条 消防長は、まちかどハートステーションが次の各号のいずれかに該当するときは、当該まちかどハートステーションの代表者に直ちに認定証及び標章を返還させ、認定を取り消すものとする。

(1) 認定基準を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) その他認定することが適当でないときと消防長が認めるとき。

2 消防長は、前項の規定により認定証及び標章を返還させ、認定を取り消したときは、当該事業所等に係る台帳の記載を削除するものとする。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年7月22日から実施する。